

計画の考え方

1 計画の背景と目的

介護保険制度の施行から 8 年が経過し、サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度はわが国の高齢期を支える制度をして定着してきています。しかし、2015 年(平成 27 年)には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展し、高齢化を取り巻く環境は大きく変化していくものと予測されます。介護保険制度の持続性を維持しつつ、高齢者ができる限り要介護状態にならず生きいきと暮らすこと、また、要介護状態になってもできる限り悪化を防ぎ、自立した生活を送ることができるよう介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、平成 18 年には、医療制度改革の一環として、医療と介護の機能分担を明確化するため、一定の医療療養病床については、平成 24 年度末までの間に介護保険施設等への転換を進めるとともに、介護療養型医療施設については、平成 23 年度末をもって廃止することとされています。

これらを踏まえ、平成 26 年度における中期的な目標を示した上で、第 4 期の介護保険事業計画策定のための基本的事項を定めるとともに、介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を計画的に行うため、また高齢者に係る施策を総合的・計画的に推進するため、「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念及び視点

三島市高齢者保健福祉計画・三島市介護保険事業計画では、上位計画である第 3 次三島市総合計画(後期基本計画)の理念に沿って策定をしており、総合計画における目指すべき将来像である「水と緑と人が輝く夢あるまち・三島」- 環境先進都市を目指して - に基づき、高齢者保健福祉の施策を行う観点から「共に支え合う健康・福祉のまちづくり」を基本理念とします。

共に支え合う健康・福祉のまちづくり

「共に支え合う健康・福祉のまちづくり」の基本理念のもと、その実現に向け、「高齢者が安心して生き生きと暮らす」という基本的方向を定めた以下の施策を計画していきます。

住み慣れた地域で介護が受けられるよう、施設の整備や介護認定体制、介護サービスの充実を図ります。

介護予防を重視したサービスの充実を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、介護者などを心身両面から生活支援します。

高齢者の積極的な社会参加や交流を促進します。

高齢者のための総合相談支援体制を整備します。

3 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人保健福祉計画」に相当します。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」に相当します。

よって、上記の両計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に即して計画を策定するものです。

4 計画の期間

計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から 23 年度（2011 年度）までの 3 年間です。これは、今後も進行する高齢化に対応するため、平成 27 年（2015 年）の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3 年ごとに計画を策定するものです。

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
高齡者保健 福祉計画	第 3 次計画（15～19 年）				第 4 次計画（18～20 年）			第 5 次計画（21～23 年）			第 6 次計画（24～26 年）	
介護保険 事業計画	第 2 期事業 計画期間		第 3 期事業計画期間			第 4 期事業計画期間			第 5 期事業計画期間			

5 他計画との関係

この計画は、静岡県の高齡者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画と整合を図り、第 3 次三島市総合計画の実現に向け取り組む施策を、三島市地域福祉計画等を勘案し、一体的に策定するものです。

（注）第 3 次三島市総合計画は、平成 22 年度までの計画のため、今期計画の平成 23 年度は次期総合計画に先立って計画するものです。

6 計画の策定体系

高齡者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、市関係部課長による検討委員で素案を協議・検討し、「三島市高齡者保健福祉計画及び介護保険運営懇話会」の中で、市民代表及び有識者により幅広く意見を伺いました。